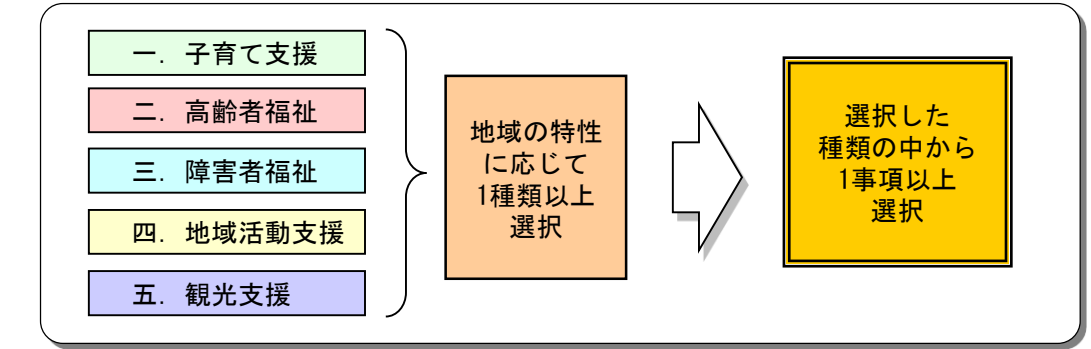


■ 開発事業者に求める開発計画への反映事項 —地域の特性に応じて計画に反映する事項(条例第7条第2項)—

□ 条例本文

第7条  
 2 開発事業者は、開発計画を策定する際、当該開発計画に係る開発事業を行おうとする地域の特性に応じて、次に掲げる事項を反映するものとする。  
 一 保育所の設置、幼稚園の設置その他の**子育て支援**に関すること。  
 二 特別養護老人ホームの設置、介護老人保健施設の設置その他の**高齢者福祉**に関すること。  
 三 障害者ケアホームの設置、障害者グループホームの設置その他の**障害者福祉**に関すること。  
 四 集会場の設置、広場の設置その他の**地域活動の支援**に関すること。  
 五 観光案内所の設置その他の**観光支援**に関すること。

□ 条例指針 (取り組むべき事項)



取  
り  
組  
む  
べ  
き  
事  
項

一 子育て支援	
1.保育所	7.学童クラブ (児童福祉法に基づく施設)
2.地域型保育事業 (小規模保育事業又は事業所内保育事業を整備)	8.一時預かり保育施設
3.幼稚園	9.病児・病後児保育施設
4.認定こども園	10.赤ちゃん・ふらっと事業に関する施設 ・不特定多数が訪れる商業施設又は公共施設を整備する場合に併設 ・授乳が出来る設備、おむつ替えができる設備、調乳用の給湯設備、手洗い設備及び冷暖房設備 ※ 優先して取り組むべき事項
5.児童館	11.その他これらに類する子育て支援に寄与するもの
6.子育て交流施設	—
二 高齢者福祉	
1.特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)	6.高齢者向け住宅 (サービス付き高齢者向け住宅等を整備)
2.介護老人保健施設	7.地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する施設 (高齢者が日中利用できる高齢者福祉施設又は地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの活動や高齢者通いの場等が実施できる施設)
3.(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	8.地域住民の交流や高齢者の健康づくりに寄与する広場 (ベンチ、運動器具等を整備)
4.認知症高齢者グループホーム	9.その他これらに類する高齢者福祉に寄与するもの
5.軽費老人ホーム・ケアハウス	—

三 障害者福祉	
1.日中一時支援事業に関する施設 (宿泊を伴わない緊急一時保護・自立生活体験を行う施設を整備)	5.生活介護施設
2.障害者グループホーム	6.短期入所施設
3.障害者就労支援施設	7.地域活動支援センター
4.障害児通所支援施設 (児童福祉法に基づく施設)	8.その他これらに類する障害者福祉に寄与するもの
四 地域活動の支援 ※【】内は地域限定の事項	
1.集会場 (地域住民用)	4.スポーツ・生涯学習施設 (屋外・屋内運動場、トレーニング場等を地域住民が利用できるよう整備)
2.地域活動の用に供する広場 (オープンスペースとする)	5.多世代交流拠点(みんなの食堂等) (・地域住民が利用できるように整備 ・キッチンを有するスペースを整備)
3.コミュニティルーム (区立) 【日本橋六・七の部連合会町会、京橋一～三の部連合町会、佃連合町会、晴海連合町会内】	6.その他これらに類する地域活動の支援に寄与するもの
五 観光支援	
1.観光案内所	区の観光情報表示板、多言語対応タッチパネル、公衆無線LAN等を整備
2.観光客の一時休憩所	—
3.観光バス乗降所	—
4.その他これらに類する観光支援に寄与するもの	—